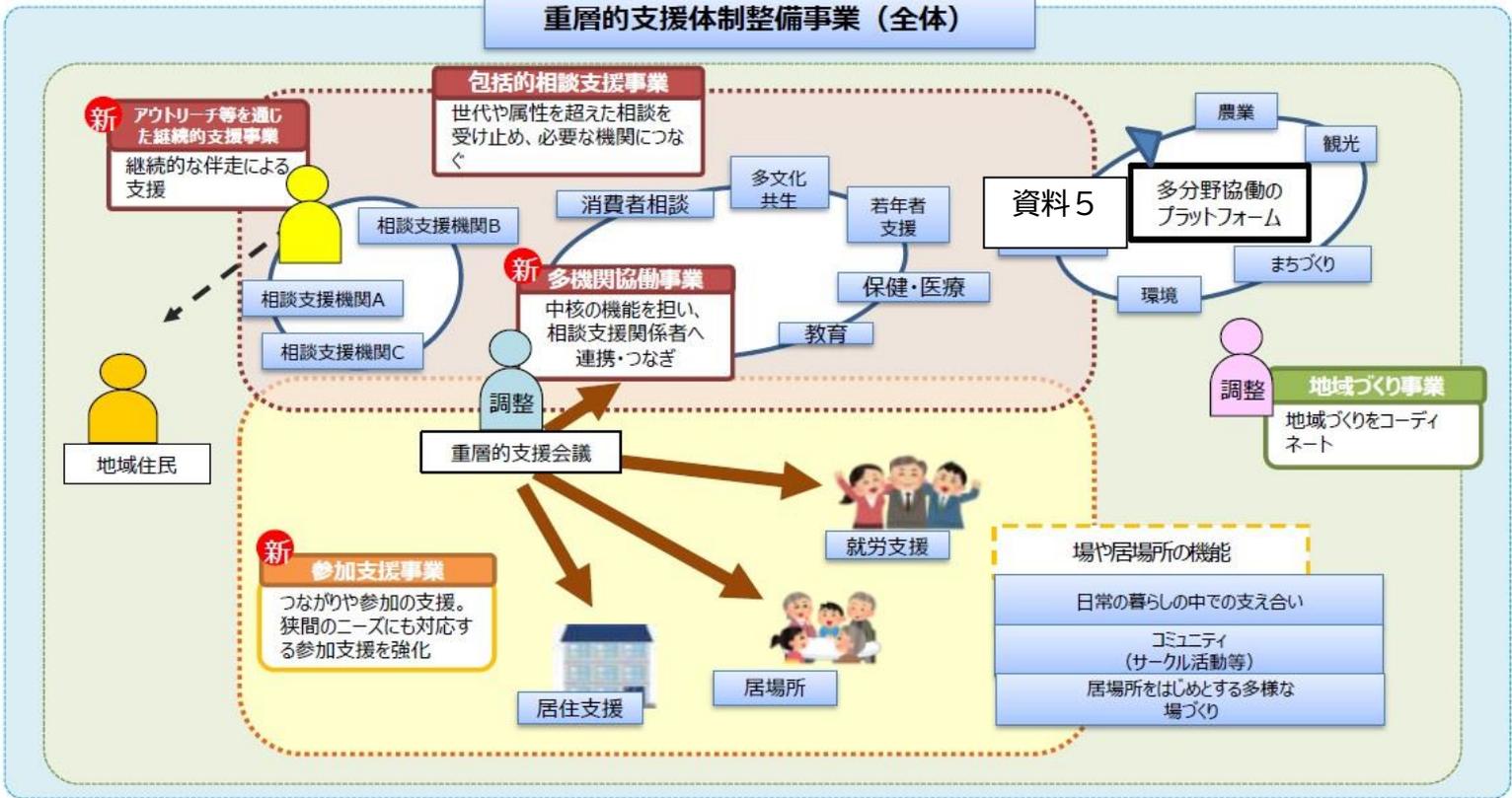


重層的相談支援体制 整備事業について

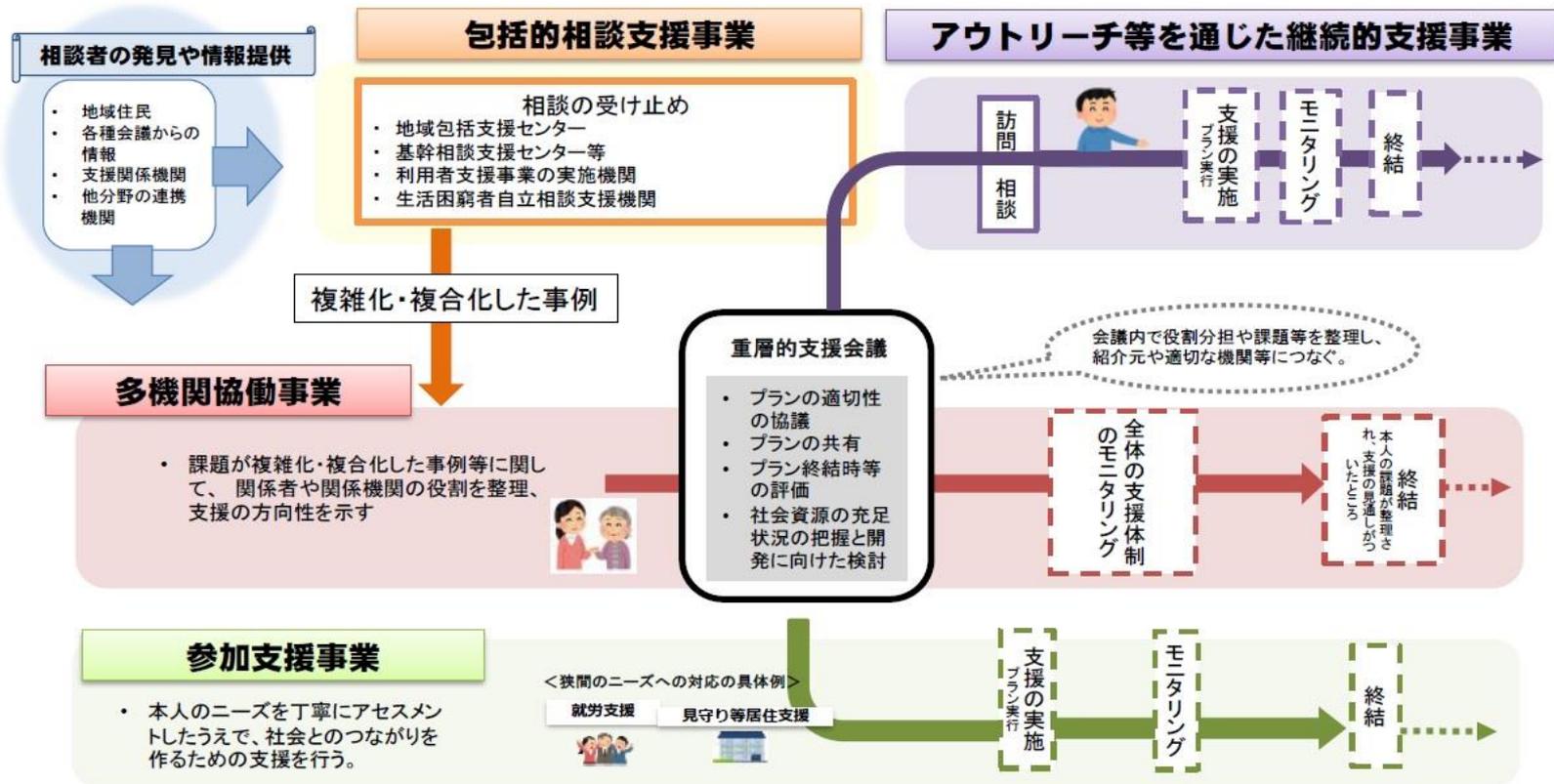
重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

調布市における事業の全体像

調布市における重層的支援体制整備事業（全体）

包括的相談支援事業

- ・地域包括支援センターの運営(高齢者支援室)
- ・障害者相談支援事業(障害福祉課)
- ・利用者支援事業【基本型】(子ども政策課)
- ・保育コンサルジュ(保育課)
- ・ゆりかご調布事業(健康推進課)
- ・調布ライフサポート(生活福祉課)

包括的な相談の受け止め

必要な機関へのつなぎ

複合化・複雑化した課題

地域づくり事業

- ・介護予防普及啓発事業(高齢者支援室)
- ・地域リハビリテーション活動支援事業(高齢者支援室)
- ・10の筋力トレーニング自主グループ化支援(高齢者支援室)
- ・生活支援体制整備事業(高齢者支援室)
- ・地域活動支援センター事業(障害福祉課)
- ・子ども家庭支援センターすこやか(子ども政策課)
- ・プレイセンターちようふ(子ども政策課)
- ・子育てひろば事業(連携型)(児童青少年課)
- ・地域づくり事業(福祉総務課)

多機関協働事業

- ・地域福祉コーディネーター事業
- ・相談支援包括化推進会議

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

多機関による支援の調整
・
プランの作成

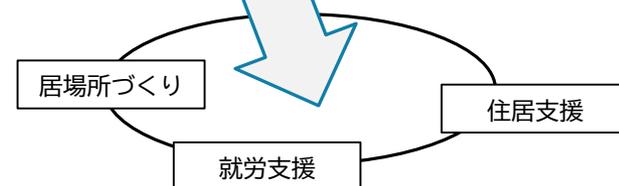
参加支援事業

- ・地域福祉コーディネーター事業(福祉総務課)

狭間のニーズに対応した社会参加に向けた支援

地域での支え合いの仕組みづくり
・
多様な社会参加を促すための居場所づくり

※ 上記の重層的支援体制整備事業に該当する事業以外の、相談支援や居場所づくり、就労支援、住居支援などに関する事業も地域共生社会の充実にに向けた取組の中で連携する。



重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

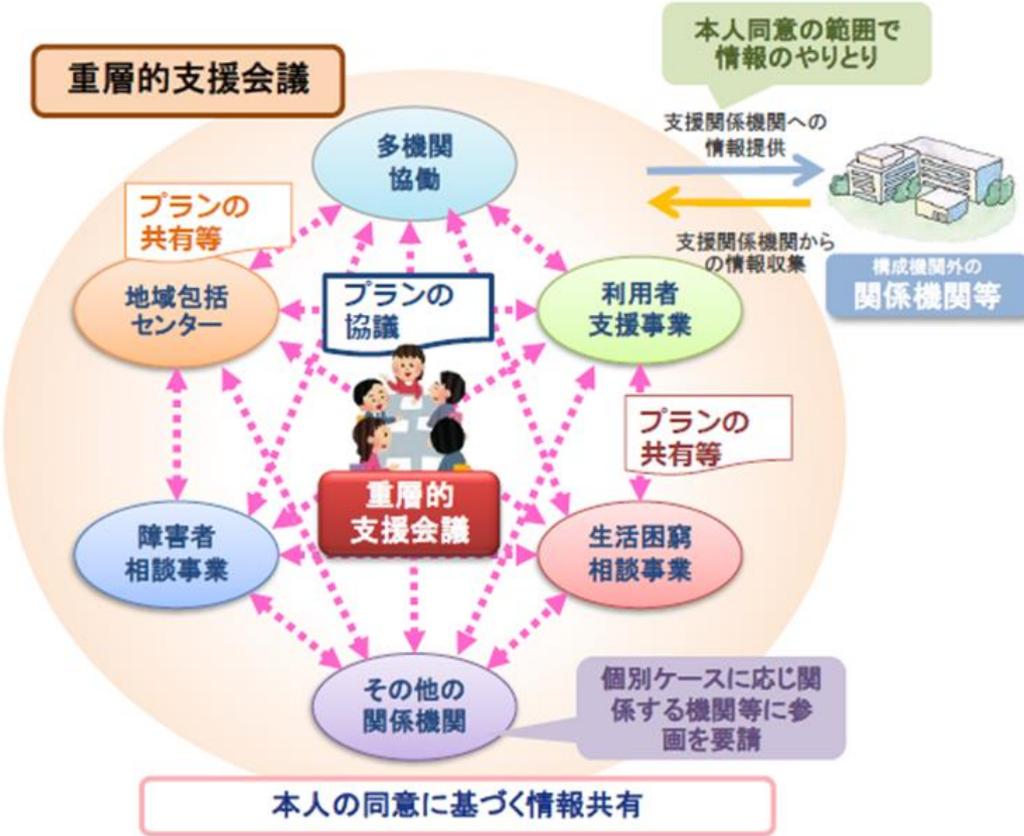
プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



【個人情報の取扱い】
重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。

重層的支援会議及び支援会議の設置

- 各分野では効果的に対応が難しいケースを重層的支援会議に持ち込み、関係機関との協働で対応にあたるものの、**対応の主体は、あくまでも各分野の相談機関。**
- 支援に関する経験やノウハウを共有し、それぞれの**機関に持ち帰り**、今後、同様のケースが生じたときの対応力の向上につなげることが重要。各相談機関の対応力の向上につれ、会議を開催する必要性は低下していく。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)